

# 愛媛県 アライグマ・ヌートリア防除実施計画

## 目 次

1	目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	防除の一部を行う市町名	2
6	本県の現状	2
	(1)確認状況	
	(2)被害状況	
7	防除目標	3
	(1)未侵入段階	
	(2)侵入初期段階	
	(3)定着・拡大段階	
8	防除に係る体制	4
	(1)未侵入段階～侵入初期段階	
	(2)定着・拡大段階	
9	捕獲の方法	5
10	捕獲後の対応	5
	様式	6
	様式第1号:捕獲従事者台帳	
	様式第2号:わな標識	

## 1 目的

アライグマは北米や中南米原産の哺乳類で、ペットとして輸入され飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化している。愛媛県内では2023年3月までにアライグマによる農作物等への被害は確認されておらず、2020年に東温市でロードキル個体が確認されて以降、確実な目撃や捕獲情報は得られていないことから、県内生息数は低密度で推移していると考えられる。しかしながら、幼獣も捕獲されていることから繁殖している可能性は高く、今後爆発的な増加による被害発生が懸念される。

ヌートリアは南米原産の哺乳類で、泳ぎが得意で主に水辺周辺で生息し、年間3～4回繁殖する。1940年代には毛皮目的で養殖されていたが、終戦とともに廃業となり野外に定着した。愛媛県内では近年捕獲実績はないものの、愛媛県周辺では広島県、岡山県等に分布しており、水稲や野菜類等の農作物被害が発生していることから、愛媛県への侵入を常に警戒しておく必要がある。

本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（以下「外来生物法」という。）に基づき、愛媛県内におけるアライグマとヌートリアの防除目標とその他必要な事項を定めることにより、県、市町、農林水産業者、関係団体及び県民等が、両種に対する共通の理解を深め、情報の共有を図り、それぞれの役割を担うことで、効果的かつ継続的な防除体制の確保を図ることを目的とする。また、各地域でアライグマまたはヌートリアの生息が確認された場合は、本計画書に基づき生態系・人の生命や身体又は農林水産業等への被害を防止するため、積極的な防除（捕獲）を実施するものとする。

なお、本計画は、両種の生息確認後に県内の市町、民間団体等が独自に防除実施計画を策定し、国の確認・認定を受けることを妨げるものではない。

## 2 特定外来生物の種類

アライグマ (*Procyon lotor*)、カニクイアライグマ (*Procyon cancrivorus*)

※本計画書では、単に「アライグマ」という。なお、現在のところ日本でのカニクイアライグマの定着は確認されていない。

ヌートリア (*Myocastor coypus*)

## 3 防除を行う区域

愛媛県全域

## 4 防除を行う期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

## 5 防除の一部を行う市町名

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町（県内全市町）

## 6 本県の現状

### (1) 確認状況

#### ・アライグマ

2006年11月に松山市で1頭のオスが捕獲されて以降、2022年までに28件の目撃・捕獲情報があり、14頭を捕獲している（ロードキル含む）（表1）。2010年以降は東予地域を中心に毎年捕獲されている状況であったが、近年は確実な目撃、捕獲情報は得られていない。

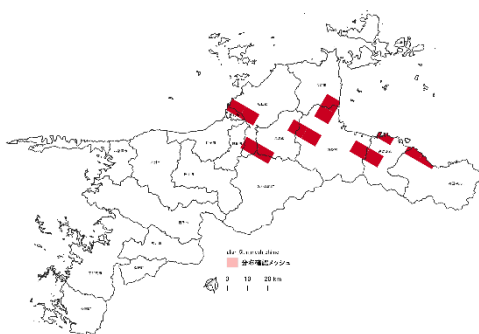


図1. アライグマが確認されたメッシュ  
(2006-2022)

表1. アライグマ確認状況

年	月	市町	区分	頭数	備考	備考2
2006	11	松山市	中予	2	目撃(1頭捕獲)	文献記録(2007金城・谷地森)
2009	-	四国中央市	東予	2	目撃	文献記録(2010愛媛県外来生物対策マニュアル)
2009	8	東温市	中予	1	カメラ撮影	東温市上林
2010	12	新居浜市	東予	1	捕獲	新居浜市津島
2011	3	四国中央市	東予	1	ロードキル	四国中央市土居町
2012	3	西条市	東予	1	カメラ撮影	西条市丹原町
2013	3	西条市	東予	1	カメラ撮影	西条市飯岡
2013	3	西条市	東予	1	カメラ撮影	西条市丹原町
2013	4	西条市	東予	1	捕獲	西条市丹原町 4/9捕獲
2013	4	四国中央市	東予	1	カメラ撮影	四国中央市土居町 4/19捕獲
2013	8	新居浜市	東予	1	カメラ撮影	新居浜市別子山
2015	4	西条市	東予	1	捕獲	西条市河原津 4/11捕獲
2015	9	四国中央市	東予	1	カメラ撮影	四国中央市土居町
2015	10	四国中央市	東予	1	ロードキル	四国中央市土居町
2015	10	四国中央市	東予	1	捕獲	四国中央市土居町 10/21捕獲
2016	2	四国中央市	東予	1	目撃	四国中央市土居町
2016	7	四国中央市	東予	1	捕獲	四国中央市土居町 7/13捕獲
2016	7	四国中央市	東予	1	捕獲	四国中央市土居町 7/14捕獲
2016	7	四国中央市	東予	1	捕獲	四国中央市土居町 7/17捕獲
2016	10	松山市	中予	1	捕獲	松山市窪野町 10/31捕獲
2016	11	西条市	東予	1	カメラ撮影(動画)	西条市丹原町
2017	6	西条市	東予	1	捕獲	西条市飯岡 6/25捕獲
2017	11	四国中央市	東予	1	カメラ撮影	四国中央市土居町
2018	4	松山市	中予	1	カメラ撮影	松山市久保田町
2018	5	松前町	中予	1	カメラ撮影	松前町西小泉
2018	7	松山市	中予	1	カメラ撮影	松山市三町
2018	10	新居浜市	東予	1	捕獲	新居浜市沢津浦津 10/18捕獲
2020	4	東温市	中予	1	ロードキル	東温市滑川

#### ・ヌートリア

2016年6月に松山市島嶼部で本種と疑われる目撃情報と写真提供があり、愛媛大学武山准教授（当時）が聞き取り調査を実施し、ヌートリアの可能性が強く示唆された。同年11月には目撃情報の近くでヌートリアの白骨化した死体も発見されたが（写真1）、それ以降同地域における確実な生息情報は得られていない。

2022年7月に、2016年の目撃情報とは異なる松山市島嶼部にてヌートリアと疑われる目撃情報があったことから、松山市と愛媛県が共同で調査を実施したが捕獲や撮影には至っていない。



写真1. 白骨化したヌートリア  
(2016年11月撮影 松山市)

## (2)被害状況

アライグマ・ヌートリアによる被害としては主に次の4つが挙げられるが、いずれの被害も県内では確認されていない。

- ア 農林水産業被害
- イ 生態系被害
- ウ 生活環境被害
- エ 人獣共通感染症

## 7 防除目標

本県ではこれまでにアライグマが14頭（ロードキル含む）捕獲されていることから、県全体としては侵入初期段階として今後防除を進めていくことを基本に、地域の状況に応じた対策を行う。また、ヌートリアは未侵入段階として取り扱うが、個体が捕獲され次第、侵入初期段階として防除を進める。

### (1)未侵入段階

目標：「普及啓発と侵入の監視」

未侵入段階では、地域住民等の防除に対する意識が低いため、防除の必要性の認識や識別能力（誤認防止）の向上等のため、普及啓発を行い、アライグマやヌートリアの認識強化を図るものとする。また、地域住民等から提供のあった生息・被害情報の集約に努めるものとし、それらの情報を共有するとともに、県境付近を中心とした監視等の徹底（県境付近の多くは、山林に囲まれているため、林業関係者や猟友会関係者等に監視の協力を依頼する等）により侵入の防止を図るものとする。

### (2)侵入初期段階(侵入初期段階への移行基準：個体の目撃・捕獲等)

目標：「早期発見と迅速な完全排除」

侵入初期段階では、生息数が少なく、分布が限定されているため、生息が疑われる地域の生息状況について調査及び確認作業を進めるとともに、速やかに捕獲体制を整備し、目撃・捕獲地点及びその周辺区域において防除を行うものとする。

### (3)定着・拡大段階(定着・拡大段階への移行基準：多数の目撃・捕獲、被害の発生)

目標：「総合的な防除」

定着・拡大段階では、被害発生地点を中心に、地域一体となって集中的に捕獲を行い、生息域の拡大防止を図る。また、被害予防対策として、アライグマやヌートリアの誘因物（生ゴミや農産物残渣等）の除去や、農地では防護柵の設置、家屋においては侵入口をふさぐなど、有効な対策を講じるよう努める。

## 8 防除に係る体制

### (1)未侵入段階～侵入初期段階

愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター（以下「生物多様性センター」という。）が中心となって市町と連携して普及啓発・情報収集・調査確認・防除を推進する。生物多様性センターには、アライグマやヌートリアの生態に精通した職員を配置するなど、その専門的知見を活用しながら、防除の実施にあたるとともに、防除に従事する者に対しては、防除の内容、方法、留意すべき事項について適切に説明し、必要に応じて研修会を開催する。また、捕獲従事者台帳（様式第1号）を作成し、生物多様性センターに備え置き、従事者に追加や変更があった場合は、その都度更新する。

防除の実施者は生物多様性センター職員と市町職員とし、それ以外の者については、原則として狩猟免許取得者とする。防除を実施する際は、外来生物法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）、その他関係法令を遵守するものとする。

侵入初期段階において有害鳥獣対策等でアライグマやヌートリアの錯誤捕獲があった場合は市町と生物多様性センターが連携し、速やかに回収等の対応を行う。

侵入初期段階における具体的な役割分担は次のとおりとする。

#### ア-1 県(自然保護課)

環境省等関係省庁および近隣県との連携、部局間連携と情報共有、定着・拡大段階移行時の役割分担の調整等を実施する。

#### ア-2 県(生物多様性センター)

無人カメラ撮影データ解析、箱わなを用いた捕獲、捕獲等に従事する者の管理、捕獲個体の殺処分及び焼却等による同個体の処理、情報収集及び分析、科学的データの蓄積、結果のフィードバック、結果に基づく計画や防除目標の見直し、計画の進行管理、市町の取組に対する技術的支援を実施する。

#### イ 市町

地域住民等からの情報収集と整理、県への報告を行う。捕獲等に従事する者の管理（市町が依頼した者に限る）、私有地等への無人カメラ・箱わな設置にかかる調整を行う。県が実施する捕獲や捕獲個体の処分へ協力する。

### (2)定着・拡大段階

定着・拡大段階移行時の役割分担については別途協議を行うこととし、有害鳥獣施策と連携した対策を講じる。関係部局間の連携を図るとともに、県、市町、関係団体、研究機関等が連携した防除体制を整備する。

## 9 捕獲の方法

捕獲は、一般的に使用されている中小型獣用の箱わな（サイズ：80×30×35 c m程度）により行い、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、炭酸ガスによる処分等できる限り苦痛を与えない方法を用い、殺処分する。

捕獲に使用するわなが外来生物法に基づく正当なものであることを示すため、目的、捕獲従事者名、連絡先等が記載されたわな標識（様式第2号）を1基ごとに設置する。また、様式は記載内容が識別できる範囲で縮小して使用することができる。狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。



## 10 捕獲後の対応

アライグマやヌートリアが捕獲された場合、捕獲従事者は、捕獲年月日、捕獲場所等を生物多様性センターおよび自然保護課に報告する。有害鳥獣対策等で錯誤捕獲されたものは市町または生物多様性センターが聞き取り調査を行う。捕獲した個体については、原則として市町において焼却を行うものとするが、研究機関から検体希望があった場合は、生物多様性センターにて冷凍保存する。

様式

(様式第 1 号)

捕獲従事者台帳

番号	登録年月日	従事者氏名	市町名	狩猟免許所持者のみ記入			メールアドレス または電話番号
				番号	交付年月日	種類	
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						

(様式第 2 号)

わな標識

愛媛県アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく標識	
捕獲従事者氏名 (実施主体)	
住所および 連絡先	
防除の期間	防除実施計画の期間を記載
防除計画の公示	防除実施計画を公開した 自然保護課 HP の QR コードを添付